

## 第36回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

開催日 平成24年1月30日(月)

時間 9:30~11:30

場所 ウォーターステーション琵琶

### - 議事次第 -

1. 開会
2. 議事
  - 1) 第35回委員会活動の整理事項  
＜資料 - 1, 2＞
  - 2) 野洲川<sup>たていり</sup>立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園に関する意見書の審議  
＜資料 - 3＞
  - 3) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて  
＜参考資料 - 1＞
6. 閉会

### 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 資料 - 1 第35回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 資料 - 2 第35回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 資料 - 3 意見書(素案)に対する意見
  
- ・ 申請説明書
- ・ 参考資料 - 1 今後のスケジュールについて
- ・ 参考資料 - 2 前回意見書

河川保全利用委員会 委員の紹介（五十音順）

氏名	所属	分野	備考
岸本 直之	龍谷大学 理工学部	自然環境 [ 水質 ]	ご欠席
竹林 洋史	京都大学 防災研究所	治水・利水 [ 河川工学 ]	ご欠席
中井 克樹	琵琶湖博物館	自然環境 [ 動物・植物 ]	
西澤 一男		地域特性に詳しい者	公募
能登 勝		地域特性に詳しい者	公募
三田村 緒佐武	滋賀県立大学 環境科学部	自然環境 [ 生態系 ]	本委員会 委員長
村上 修一	滋賀県立大学 環境科学部	その他 [ 都市景観 ]	本委員会 副委員長
門地 喜代春	滋賀県土木交通部 河川・港湾室 室長補佐	自治体関係者	



## 第35回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第35回河川保全利用委員会（H23.12.14）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第35回委員会での審議結果 （対応状況）	第36回河川保全利用委員会 審議内容	第36回委員会 配布資料
1) 第34回委員会活動の整理事項	資料 - 2 『第34回河川保全利用委員会審議事項の整理表』で確認・了承した。	-	-	資料 - 1 資料 - 2
2) 野洲川立入(テリ)河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の審査表に係る審議 (審査区分C, D)	<p>事前に各委員から提出された審査判断コメントを記載した『審査表』（資料 - 3）に基づき、3公園について審査区分C, Dの区分毎に「今回審査の判断」の審議を行った。主な意見等は以下のとおり</p> <p>C21(利用状況) ・利用者の把握は「直近のデータを掌握しデータ収集は継続されている」とするのが合理的。</p> <p>C33(川とのふれあい) ・「なお、ここでは川とのふれあいを河川水とのふれあいと考える」との文言をいれる。 ・本当の河川水にふれあおうとすると、かなりの移動が必要。「背景に水面を感じる」でもいいのではないか。 ・できるだけ流水形の川とのふれあいでないといけない。本川まで入らなくても工夫が必要。 ・野洲川河川公園の前田水門は、あくまでも水路であって川ではないので「ふれあえることが可能な施設ではない」とした方がよい。 ・「川そのものとふれあえるのではない」ことを意識的に表現し、水とふれあえる点では他の公園とは異なるが、まだ十分に満たしているとは言えないとの表現がいい。 ・「川とのふれあい」は誰が何を考えて、来ているのかが、ふれあえたかふれあえないかの判断基準となる。</p> <p>C35(地域活性化) ・「効果は小さい」という表現はやはりおかしい。 ・占有者が効果を評価するのは大変難しく酷な話なので、「ある程度の地域活性化の効果が期待される。」ではどうか。 ・申請説明書に自治会活動の活性化等の記載もあり「ある程度の地域活性化を促している。」としてはどうか。</p> <p>D13(整備の影響) ・野洲川河川公園については「～その影響を緩和するための配慮がなされている」がよい。</p> <p>D14～(生物) ・「この水域に貴重種や「保全対象種がいるのか否かわからないので判断できない。まずは調査をすべきではないでしょうか。貴重種等がいなければ、影響判断する必要がないし、貴重種等がある場合は、どの種に対して影響が有る可能性があるのか示す必要が有るように思う。」このコメントは非常に貴重であると思う。</p> <p>D15(生態系) ・影響については、他との整合性からも「可能性がある」の文言とした方がよい。</p>	<p>審査区分A, B及びC, Dの「今回審査の判断」の文言については、仮確定とする。</p> <p>審査表の「今回審査の判断」の文言について、仮確定した資料を各委員に配付し、各委員が確認した上で確定とする。</p>	<p>・意見書に関する審議</p>	資料 - 3 参考資料 - 2
3) 野洲川立入(テリ)河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の意見書(素案)に係る審議	<p>事務局が提示した意見書(素案)に対して審議を行った。主な意見等は以下のとおり</p> <p>・意見を頂きたいのは、青字部分の「おおよそ3年を目途に・・・」の部分の今回も3年とするのか。また赤字で記載している前回意見で「施設縮小・廃止の検討」の部分に関して、既に完了したと判断するのかどうか。 ・意見書には、委員会で議論したことが入っていない。 ・やはり意見書提出の作業が委員会の大事な部分であり、時間をかけるべきだと思う。</p>	<p>次回の委員会までに、各委員から意見書(素案)に関する意見を事前に提出して頂く。</p> <p>次回は、意見書に審議を行うための委員会を開催する。可能であれば、同日中に調整作業会も開催する。</p>		
一般傍聴者からの意見聴取	・一般傍聴者からの意見は無し。	-	-	-
その他	・今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	-	-	参考資料 - 1

1. 委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、クレイ広場、芝生広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約5万3千人（平成21年度）でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考えられる。また、芝生広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきと考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えられる。

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取り組み、施設の縮小・廃止に向けた取り組み、川に活かされた利用の取り組みなど、具体的な行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については、野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えられる。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新を行うことが妥当であると考えられる。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、バスケットボール場のハードコート、駐車場のアスファルト舗装等をいう。  
 「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。  
 「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を今後も継続して設けて具体的に検討させること。

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、グラウンドの共有化、縮小・廃止及びバスケットボール場の縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取り組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

循環式便所その他利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

<沿革>

「昭和40年4月 国民健康体力増進対策関係閣議懇談会で、国民生活に於ける余暇時間の増大、レクリエーション需要の多様化、住民の健康増進に寄与する背景で河川敷の解放として事業化が推進された。」を追加 「以下、素案と同様でよい」【1名】  
 素案のままで良い。【3名】  
 意見なし【4名】

<利用状況>

（素案と同様） 以下、素案に追加  
 「運営管理、維持管理は指定管理者等により適切に遂行されており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境に享受している。」【1名】  
 素案のままで良い。【3名】  
 意見なし【4名】

<環境等>

（素案は全面削除）【1名】  
 「当該公園は河川空間を共有し、人と自然との共生型の公園である。また、生物の生息環境の影響は貴重種や保全対象種の存在を上流及び下流等を調査し、これに基づき検討すべきと思われる。」  
 素案のままで良い。【4名】  
 意見なし【3名】

<委員会の判断>

（素案は全面削除）【1名】  
 「公園内の高木の樹林帯は安らぎと憩いの場を提供していると評価する。現行の河川公園は、河原や水辺へのアプローチが無く、川とのふれあい、親水性に乏しい。また、ワンド等の川づくり、河原の整備（雑木・雑草及び川ゴミの処理・処分）が残念ながら不備な状況である（河川法第1条・河川環境の整備と保全を尊重すべきであろう）。河川公園である立地条件を活かし、河川密着型公園を目指すべきであろう。類似施設の共有化は、共同マップ等が活用され、共同利用が既に実施されている観点から縮小化に繋がらない。」  
 素案のままで良い。【3名】  
 意見なし【4名】

【占用許可期限の更新についての意見】

（素案は全面削除）【1名】  
 「駐車場等の舗装化、テニスコートの砂入り人工芝等々は過去に占用申請許可が与えられたものであり、自治体の費用で施工されたものである。よって、自然化は施設の耐用年数や劣化の時点で検討すべきである。また、堤防・天端の舗装化も同時に検討すべきである。」  
 「一部施設は、次回改修時において「自然化」を行うこと。【1名】：理由 施設の設置を認めてきた経過から、一定期間の存置はやむを得ないとする。従って、次回改修時において「自然化」を義務づけるものとする。  
 「自然化」の対象は駐車場のみが良い。ハードコートは、ハードコートだからこそ利用価値が高いと思われる。ただし、のよう類似施設で代替可能であれば、縮小・廃止すべき。【1名】  
 素案のままで良い。【2名】 意見なし【3名】

（素案は全面削除）【1名】  
 「今後とも更に有効な共有化を図り、地域の活性化は勿論流域住民の更なる活用が出来るように検討する必要がある。また、3市及び隣接の自治体にも広報やホームページ等に「野洲川河川敷共同利用マップ」を掲載すべきであろう。」  
 前回の意見を受けて調整協議の場が設置されたことから、「（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）」の表記は不要と考えます。【1名】  
 「（施設の縮小・廃止・・・）」は削除する。【1名】：理由 施設利用者が多い状況から、縮小・廃止が3年を期限に実現させることは困難と考える。  
 素案のままで良い。【3名】  
 意見なし【2名】

（素案は全面削除）【1名】  
 「川に活かされた利用については、住民の関心を高めるためにも河川公園に隣接する部分の川づくり、河原の整備等を年次計画を樹立して住民に親しまれる故郷の野洲川を創造すべきである。」  
 素案のままで良い。【3名】  
 意見なし【4名】

素案は全面削除【1名】  
 素案のままで良い。【4名】  
 意見なし【3名】

素案は全面削除【1名】  
 素案のままで良い。【3名】  
 意見なし【4名】

その他の意見  
 <スポーツ等への関心度の向上>【1名】  
 「各種のスポーツ等が身近に体験できるように、スポーツ指導者等が丁寧、親切に少年や中高年層にスポーツ教室等設け、更に利用度を高めるよう検討すべきと思われる。」

1. 委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。施設利用形態は、芝生広場、健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約6万8千人（平成21年度）でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと考える。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきと考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えている。

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取り組み、施設の縮小・廃止に向けた取り組み、川に活かされた利用の取り組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については、守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えている。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新を行うことが妥当であると考えている。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を今後も継続して設けて具体的に検討させること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、野球場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取り組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

<沿革>

「昭和40年4月 国民健康体力増進対策関係閣議懇談会で、国民生活に於ける余暇時間の増大、レクリエーション需要の多様化、住民の健康増進に寄与する背景で河川敷の解放として事業化が推進された。」を追加 「以下、素案と同様でよい」【1名】素案のままで良い。【3名】意見なし【4名】

<利用状況>

（素案と同様）以下、素案に追加 「運営管理、維持管理は指定管理者等により適切に遂行されており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境に享受している。」【1名】素案のままで良い。【3名】意見なし【4名】

<環境等>

（素案は全面削除）【1名】「当該公園は河川空間を共有し、人と自然との共生型の公園である。また、生物の生息環境の影響は貴重種や保全対象種の存在を上流及び下流等を調査し、これに基づき検討すべきと思われる。」素案のままで良い。【4名】意見なし【3名】

<委員会の判断>

（素案は全面削除）【1名】「現行の河川公園は、河原や水辺へのアプローチが無く、川とのふれあい、親水性に乏しい。また、ワンド等の川づくり、河原の整備（雑木・雑草及び川ゴミの処理・処分）が残念ながら不備な状況である（河川法第1条・河川環境の整備と保全を尊重すべきであろう）。河川公園である立地条件を活かし、河川密着型公園を目指すべきであろう。類似施設の共有化は、共同マップ等が活用され、共同利用が既に行われている観点から縮小化に繋がらない。」素案のままで良い。【4名】意見なし【3名】

【占用許可期限の更新についての意見】

（素案は全面削除）【1名】「駐車場等の舗装化、テニスコートの砂入り人工芝等々は過去に占用申請許可が与えられたものであり、自治体の費用で施工されたものである。よって、自然化は施設の耐用年数や劣化の時点で検討すべきである。また、堤防・天端の舗装化も同時に検討すべきである。」「一部施設は、次回改修時において「自然化」を行うこと。」【1名】：理由 施設の設置を認めてきた経過から、一定期間の存置はやむを得ないと考える。従って、次回改修時において「自然化」を義務つけるものとする。「自然化」の対象は駐車場のみが良い。テニスコートは、ハードコートだからこそ利用価値が高いと思われる。ただし、のように類似施設で代替可能であれば、縮小・廃止すべき。【1名】素案のままで良い。【2名】意見なし【3名】

（素案は全面削除）【1名】「今後とも更に有効な共有化を図り、地域の活性化は勿論流域住民の更なる活用が出来るように検討する必要がある。また、3市及び隣接の自治体にも広報やホームページ等に「野洲川河川敷共同利用マップ」を掲載すべきであろう。」前回の意見を受けて調整協議の場が設置されたことから「（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）」の表記は不要と考える。【1名】「（施設の縮小・廃止・・・）」は削除する。【1名】：理由 施設利用者が多い状況から、縮小・廃止が3年を期限に実現させることは困難と考える。素案のままで良い。【3名】意見なし【2名】

（素案は全面削除）【1名】「川に活かされた利用については、住民の関心を高めるためにも河川公園に隣接する部分の川づくり、河原の整備等を年次計画を樹立して住民に親しまれる故郷の野洲川を創造すべきである。」素案のままで良い。【3名】意見なし【4名】

素案は全面削除【1名】素案のままで良い。【4名】意見なし【3名】

素案は全面削除【1名】素案のままで良い。【3名】意見なし【4名】

その他の意見

<スポーツ等への関心度の向上>【1名】「各種のスポーツ等が身近に体験できるように、スポーツ指導者等が丁寧、親切に少年や中高年層にスポーツ教室等設け、更に利用度を高めるよう検討すべきと思われる。」

1. 委員会としての判断・意見・要望

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、芝グラウンド、ローンプレイフィールド、多目的広場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約9万人（平成21年度、花火大会の見学者は除く）でソフトボール場の利用者が4割5分と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考えられる。また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきと考える。よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えられる。

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取り組み、施設の縮小・廃止に向けた取り組み、川に活かされた利用の取り組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については、守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えられる。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新を行うことが妥当であると考えられる。

【占用許可期限の更新についての意見】

一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、陸上競技場のウレタン舗装、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化により自然に近づけること」をいう。「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を今後も継続して設けて具体的に検討させること。グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

「川に活かされた利用の取り組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

上記 の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告させること。

利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

＜沿革＞

「昭和40年4月 国民健康体力増進対策関係閣議懇談会で、国民生活に於ける余暇時間の増大、レクリエーション需要の多様化、住民の健康増進に寄与する背景で河川敷の解放として事業化が推進された。」を追加 「以下、素案と同様でよい」【1名】  
素案のままで良い。【3名】  
意見なし【4名】

＜利用状況＞

（素案と同様） 以下、素案に追加  
「運営管理、維持管理は指定管理者等により適切に遂行されており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境に享受している。」【1名】  
素案のままで良い。【3名】  
意見なし【4名】

＜環境等＞

（素案は全面削除）【1名】  
「当該公園は河川空間を共有し、人と自然との共生型の公園である。また、生物の生息環境の影響は貴重種や保全対象種の存在を上流及び下流等を調査し、これに基づき検討すべきと思われる。」  
素案のままで良い。【4名】  
意見なし【3名】

＜委員会の判断＞

（素案は全面削除）【1名】  
「公園内の高木の樹林帯は安らぎと憩いの場を提供していると評価する。現行の河川公園は、河原や水辺へのアプローチが無く、川とのふれあい、親水性に乏しい。また、ワンド等の川づくり、河原の整備（雑木・雑草及び川ゴミの処理・処分）が残念ながら不備な状況である（河川法第1条・河川環境の整備と保全を尊重すべきであろう）。河川公園である立地条件を活かし、河川密着型公園を目指すべきであろう。類似施設の共有化は、共同マップ等が活用され、共同利用が既に実施されている観点から縮小化に繋がらない。」  
素案のままで良い。【3名】  
意見なし【4名】

【占用許可期限の更新についての意見】

（素案は全面削除）【1名】  
「駐車場等の舗装化、テニスコートの砂入り人工芝等々は過去に占用申請許可が与えられたものであり、自治体の費用で施工されたものである。よって、自然化は施設の耐用年数や劣化の時点で検討すべきである。また、堤防・天端の舗装化も同時に検討すべきである。」  
「一部施設は、次回改修時において「自然化」を行うこと。」【1名】：理由 施設の設置を認めてきた経過から、一定期間の存置はやむを得ないと考える。従って、次回改修時において「自然化」を義務つけるものとする。  
「自然化」の対象は駐車場のみが良い。陸上競技場やテニスコートは、現在の舗装だからこそ利用価値が高いと思われる。ただし、のように類似施設で代替可能であれば、縮小・廃止すべき【1名】  
素案のままで良い。【2名】 意見なし【3名】

（素案は全面削除）【1名】  
「今後とも更に有効な共有化を図り、地域の活性化は勿論流域住民の更なる活用が出来るように検討する必要がある。また、3市及び隣接の自治体にも広報やホームページ等に「野洲川河川敷共同利用マップ」を掲載すべきであろう。」  
前回の意見を受けて調整協議の場が設置されたことから「（施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。）」の表記は不要と考えます。また、「グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし」において「利用者も多く」は削除すべきと考えます。  
＜利用状況＞において「ソフトボール場の利用者が4割5分と最も多い」としていることに対応するため。【1名】  
「（施設の縮小・廃止・・・）」は削除する。【1名】：理由 施設利用者が多い状況から、縮小・廃止が3年を期限に実現させることは困難と考える。  
素案のままで良い。【3名】 意見なし【2名】

（素案は全面削除）【1名】  
「川に活かされた利用については、住民の関心を高めるためにも河川公園に隣接する部分の川づくり、河原の整備等を年次計画を樹立して住民に親しまれる故郷の野洲川を創造すべきである。」  
素案のままで良い。【3名】 意見なし【4名】

素案は全面削除【1名】  
素案のままで良い。【4名】  
意見なし【3名】

素案は全面削除【1名】  
素案のままで良い。【3名】 意見なし【4名】

その他の意見

＜スポーツ等への関心度の向上＞  
「各種のスポーツ等が身近に体験できるように、スポーツ指導者等が丁寧、親切に少年や中高年層にスポーツ教室等設け、更に利用度を高めるよう検討すべきと思われる。【1名】